

ご注意ください！マイナ免許証！！

⚠～マイナ免許証制度についての注意点～⚠

マイナ免許証は、義務でも必須でもありません。国が推奨しているものでもありません。あくまでも、免許証の持ち方の選択肢のひとつであり、選ぶかどうかはご自身の判断です。また、今の免許証は今後も引き続き使用できます。

マイナ免許証についての誤解が増えていきます。インターネットや人づての情報を鵜呑みにせず、警察からの広報をよく確認してください。

マイナ免許証にすることで、手続きが簡単になることはほとんどありません。むしろ、免許情報の書き込みやマイナポータルとの連携手続きなど、手続き全般に時間が掛かるようになります。

マイナ免許証にすることで、一部の方はオンラインで講習を受けられるようになりますが、更新するためには免許センターや警察署に来所する必要があります。オンラインで全て完結はしません。

「二枚持ち」とは、免許証とマイナ免許証の二枚、免許証を作成することを言います。マイナンバーカードを免許証にせず、そのまま使いたい場合は「免許証のみ」を選んでください。

「マイナ免許証のみ」の方は、国外運転免許証で海外で運転できないおそれがあります。将来的に海外で運転する可能性のある方は、マイナ免許証のみにすることはお止めください。

「二枚持ち」の方は、更新や記載事項変更などの各種手続きをする際には、免許証とマイナ免許証の両方を提示する必要があります。提示できない場合、手続きはできません。

「二枚持ち」の方は、住所変更を行う場合、マイナンバーカードだけが住所確認書類となります。マイナンバーカードの住所を先に変更しなければ、免許証の住所を変更することができません。

マイナ免許証をお持ちの方は、住所変更をする際に提示する確認書類がマイナンバーカードのみとなるため、それ以外の郵便物や、公共料金の領収証などでの住所変更は認められません。

マイナ免許証を作ることによりデメリットも発生しますので、特に高齢者の方、新規に免許証を取得する方はよくお考えください。

ご注意ください！マイナ免許証！！

⚠～マイナ免許証自体についての注意点～⚠

⚠ 「マイナ免許証にすれば、免許証もマイナンバーカードの更新も一括でできる」との誤解が一部にあります。そのようなことは全くありません。免許証は免許証、マイナンバーカードはマイナンバーカードで更新が必要です。

⚠ 「マイナ免許証」という新しい免許証、マイナンバーカードを作るものではありません。お持ちのマイナンバーカードに免許証の情報を記録し、免許証として使用できるようにするもので、見た目はマイナンバーカードと変わらず、外見で免許証の内容を確認することはできません。

⚠ マイナ免許証は、マイナポータル連携をしなければ使用するのは非常に困難です。マイナポータル連携をするためには、署名用電子証明書の提出が必要です。

⚠ マイナポータル連携の方法やアプリのインストールについて、警察側で代行したり、スマホの操作を教えたりすることは一切できません。マイナ免許証を持つことを選択した、ご自身の責任において操作を行ってください。

⚠ このため、マイナンバーカードの制度や署名用電子証明書、マイナポータルの操作について熟知していない方は、使いこなすのは非常に困難ですのでマイナ免許証は作成しない方が無難です。

⚠ マイナ免許証の内容を確認するのはスマホで行いますが、そのスマホで運転することはできません。運転する際はマイナ免許証が必要で、携帯しなければ【免許証不携帯】という違反になります。

⚠ マイナ免許証とマイナンバーカードの有効期限は同じではありません。また、マイナ免許証は警察で、マイナンバーカードは自治体での更新が必要です。マイナ免許証が増えることで管理しなければならないものが増えますので、よくお考えください。

⚠ 免許証再交付の理由として非常に多いのが「車に置いていたらいつの間にか無くなった」です。二枚持ちにして車に置いておくことをお考えの方は、こういう危険性についてよくお考えください。

⚠ マイナンバーカードと免許証の住所が違っていて、マイナンバーカードの住所の方が古い場合、マイナ免許証を作ることはできません。先にマイナンバーカードの住所変更を行う必要があります。